

設計		校合	
----	--	----	--

令和 6 年度 委託

~~設計書~~  
仕様書

- 1 委託名 新河岸川除草業務委託
- 2 委託箇所 川越市三光町30番地新河岸川三日月橋から田谷堰までの河川敷
- 3 実施額 ￥ 円 (但し、委託価格 ￥ 円)
- 4 変更実施額 ￥ 円 (但し、委託価格 ￥ 円)
- 差引増減額 ￥ 円
- 5 委託大要、起工理由・変更 【 委託期間 契約締結日 ～ 令和6年11月29日 】

変更委託の大要	
委託の大要	新河岸川河川敷指定場所の除草作業一式
変更理由	
起工理由	新河岸川河川敷の美化を図るため。

## 本 委 託 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	除 草 工							
		機 械 除 草 工		2	回			別紙 1 号一位代価表
				1	回			別紙 2 号一位代価表
		諸 雑 費		1	式			
	委 託 価 格							
		消 費 税 相 当 額		1	式			
本 委 託 費 計								





## 業 務 委 託 特 記 仕 様 書

1. 件 名 新河岸川除草業務委託
2. 目 的 新河岸川河川敷等の美化
3. 場 所 川越市三光町30番地新河岸川三日月橋から田谷堰(石原橋から高沢橋の区間を除く)までの河川敷。(別添地図参照)  
ただし、2回目については、三日月橋から黄金橋までの区間を除く。
4. 委託概要 上記の除草
5. 作業回数 除草作業 3回
6. 作業日等
  - ・ 1回目(5月中旬)と3回目(10月中旬)は市が年2回実施するゴミゼロ運動の前に除草を完了すること。(作業開始日、作業内容については、別途協議とする。)
  - ・ 2回目(8月中旬)の実施時期は別途協議とする。
  - ・ 作業は平日に実施し、原則、土曜日、日曜日、祝休日は行わない。
  - ・ 作業時間については原則、9時～17時までとする。
  - ・ その他作業については、その都度協議とする。
7. 委託期間 契約締結日 ～ 令和6年11月29日まで
8. 負担区分 本業務に係る物品は受注者の負担とする。
9. 安全確認 受注者は作業における安全確認について発注者と事前に打ち合わせを行い業務記録を作成すること。

- 1 0 . ゴミ等の運搬 運搬は受注者が所有する車両にて行う。除草の際に発生したゴミ等については、川越市資源化センターまたは川越市東清掃センターへ搬入する。(搬入に伴う廃棄物処理手数料は減免)
- 1 1 . 事前提出物 受注者は契約締結後に以下に示すものを速やかに提出すること。
  - ・委託業務実施計画書
  - ・管理技術者等通知書
  - ・廃棄物の搬入に使用する自動車の自動車検査証の写し
  - ・その他、担当者の指示するもの
- 1 2 . 報 告 受注者は業務完了の際、委託業務実施報告書及び添付資料を発注者へ提出する。
- 1 3 . 添付資料 報告書の添付資料は以下のものとする。
  - ・除草前及び除草後の写真
  - ・計量票兼領収書の写し
  - ・ごみ処理施設搬入許可書の写し
  - ・安全確認実施に関する記録
- 1 4 . 消費税 この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- 1 5 . 再委託 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。





新河岸川除草業務委託  
委託場所

田谷堰

石原橋から高沢橋の区  
間を除く

本委託の範囲(三日月橋から田谷堰までの区間)

三日月橋





